

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画風水害対策編新旧対照表

【審2-6】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
1	2	1	4	6 市民 市民は、自らの生命、身体および財産を災害から守るという災害の基本原則に立って、食料、飲料水その他の生活必需物資の3日分の備蓄に努めるとともに、・・・	6 市民 市民は、自らの生命、身体および財産を災害から守るため、食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄などの手段を講じるとともに、・・・	県の防災計画に整合
1	2	2	9	(10) 関西電力㈱(滋賀支社)	(10) 関西電力㈱(滋賀営業所)	
2	2	1	16	第2章 草津市の社会的条件 第1節 ・・・ 平成27年10月1日現在の国勢調査によると、市域の人口は137,327人、世帯数60,206世帯、一世帯あたりの・・・	第2章 草津市の社会的条件 第1節 ・・・ 平成22年10月1日現在の国勢調査によると、市域の人口は130,874人、世帯数57,318世帯、一世帯あたりの・・・	27年10月1日の国勢調査のデータ
2	2	3	16	第3節 建築物 市統計書によると、市域の家屋の状況は平成27年1月1日現在、総棟数49,255棟、うち、木造建物33,818棟であり、・・・	第3節 建築物 市統計書によると、市域の家屋の状況は平成22年1月1日現在、総棟数47,488棟、うち、木造建物32,470棟であり、・・・	逐次修正
2	2	4	18	3 工業 ・・・ しかし、本市の産業構成は、近年弱電部門以外の企業進出があるものの、電気機械器具部門の割合が出荷額の6割を超えており、偏りがみられる。	3 工業 ・・・ しかし、本市の産業構成は、近年食品部門の研究所等弱電部門以外の企業進出があるものの、電気機械器具部門が出荷額の62%を占めており、偏りがみられる。	削除 H27年度版草津市統計書よりH24年度データ参照

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画風水害対策編新旧対照表

【審2-6】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
					<u>最近では、市内の中小企業において、市街地の拡大等に伴い周辺環境との調整がつかずに市外への工場移転が進んでいる。</u>	
2	2	7	19	<p>第7節 消防水利施設と消防団の現状</p> <p>消防水利についてみると、平成 <u>27</u> 年 4 月 1 日現在の消防水利基準適合する防火水槽は <u>543</u> 基、消火栓は <u>2,349</u> 基、その他の水利（濠・池）が 1 箇所整備されている。</p> <p>また、市の消防団は 1 団（<u>9</u> 分団、条例定数 <u>274</u> 人）であり、平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日現在の充足率は ____ %（____ 人）であり、就業形態別団員の構成は被用者が大半を占めている。（H<u>27</u> 年版滋賀県消防防災年報による）</p> <p><u>なお、災害時の外国人被災者への通訳、翻訳支援、平常時の外国人への災害に対する啓発を行う目的として消防団本部に「機能別消防団員」を編成した。</u></p>	<p>第7節 消防水利施設と消防団の現状</p> <p>消防水利についてみると、平成 <u>26</u> 年 4 月 1 日現在の消防水利基準適合する防火水槽は <u>542</u> 基、消火栓は <u>2,348</u> 基、その他の水利（濠・池）が 1 箇所整備されている。</p> <p>また、市の消防団は 1 団（<u>8</u> 分団、条例定数 233 人）であり、平成 <u>26</u> 年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日現在の充足率は <u>90</u> %（211 人）であり、就業形態別団員の構成は被用者が大半を占めている。（H<u>26</u> 年版滋賀県消防防災年報による）</p>	<p>最新のデータ</p> <p>平成 27 年 9 月 1 日に編成され「機能別消防団員」及び第 8 分団を追記した。</p>
2	4	1	23	<p>8 現在</p> <p>・・・</p> <p>旧草津川跡地については、平成 <u>24</u> 年に草津川跡地利用計画を策定し、<u>災害時には一次避難地活用するほか、広域防災の拠点として活用する整備計画が進められている。</u></p>	<p>8 現在</p> <p>・・・</p> <p>旧草津川跡地については、<u>応急仮設住宅建設予定地ならびに野村運動公園等の整備計画が進められている。</u></p> <p>・・・</p>	<p>旧草津川跡地の整備の進捗にともなう変更による。</p>

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画風水害対策編新旧対照表

【審2-6】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
				<p>・・・</p> <p>なお、平成 <u>27</u> 年国勢調査人口は、<u>137,327</u> 人となっている。</p>	<p>なお、平成 <u>22</u> 年国勢調査人口は、<u>130,874</u> 人となっている。</p>	<p>27 年 10 月 1 日の国勢調査のデータ</p>
2	5	2	25	<p>5 集中豪雨による崖崩れ等の土砂災害</p> <p>本市の南東部の山地地域に急傾斜地崩壊危険箇所が <u>17</u> 箇所指定されており、集中豪雨等により崖崩れ等の土砂災害が発生する危険性がある。</p>	<p>5 集中豪雨による崖崩れ等の土砂災害</p> <p>本市の南東部の山地地域に急傾斜地崩壊危険箇所が <u>8</u> 箇所指定されており、集中豪雨等により崖崩れ等の土砂災害が発生する危険性がある。</p>	<p>土砂災害危険区域の指定数の変更による。</p>
3	1	3	31	<p>第 1 現況と計画方針</p> <p>市域における河川、ため池、がけ地、地すべり、山地災害の恐れのある箇所、宅地造成地、危険物施設、土砂災害・・・</p>	<p>第 1 現況と計画方針</p> <p>市域における河川、<u>溪流</u>、ため池、がけ地、地すべり、山地災害の恐れのある箇所、宅地造成地、危険物施設、<u>高層建築物</u>、土砂災害・・・</p>	<p>溪流が存在しないため。</p> <p>高層建築物住宅の対策は震災対策編しか記載がないため。</p>
3	4	2	37	<p>第 2 節 ため池対策</p> <p>市域の重要水防ため池は <u>17</u> 箇所あり、古くから農業水源として利用されているものが多く、その受益面積は <u>382.2</u> h a におよぶ。・・・</p>	<p>第 2 節 ため池対策</p> <p>市域の重要水防ため池は <u>18</u> 箇所あり、古くから農業水源として利用されているものが多く、その受益面積は <u>302.5</u> h a におよぶ。・・・</p>	<p>適切な数に更新するため</p>
3	4	3	37	<p>第 3 節 農業用河川工作物対策</p> <p>第 1 現況と計画方針</p> <p>市域において農業用河川工作物は約 <u>44</u> 箇所あり、これら・・・</p>	<p>第 3 節 農業用河川工作物対策</p> <p>第 1 現況と計画方針</p> <p>市域において農業用河川工作物は約 <u>115</u> 箇所あり、これら・・・</p>	<p>適切な数に更新するため</p>

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画風水害対策編新旧対照表

【審2-6】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等												
3	4	4	38	<p>2 現況</p> <p>・・・<u>27</u>年度末時点では、<u>2,873</u>haとなっている。</p> <p>平成<u>27</u>年度末現在で、整備済み面積<u>約2,427</u>ha、管渠延長<u>約472</u>kmとなり、全市民の<u>95.7%</u>にあたる<u>約124,900</u>人が下水道を利用できる状況にある。</p>	<p>2 現況</p> <p>・・・<u>22</u>年度末時点では、<u>2,495.4</u>haとなっている。</p> <p>平成<u>25</u>年度末現在で、整備済み面積<u>2,413</u>ha、管渠延長<u>457</u>キロメートルとなり、全市民の<u>95.5%</u>にあたる<u>122,000</u>人が下水道を利用できる状況にある。</p>	下水道事業の実施状況(平成28年3月末)による。												
3	4	4	38	<p>3 事業計画</p> <p>・・・</p> <table border="1"> <tr> <td>全体計画</td> <td>事業認可区域</td> <td>整備済区域</td> </tr> <tr> <td>3023.3ha</td> <td>912.1ha</td> <td><u>602.4</u>ha</td> </tr> </table> <p>(平成<u>28</u>年3月末現在 河川課)</p>	全体計画	事業認可区域	整備済区域	3023.3ha	912.1ha	<u>602.4</u> ha	<p>3 事業計画</p> <p>・・・</p> <table border="1"> <tr> <td>全体計画</td> <td>事業認可区域</td> <td>整備済区域</td> </tr> <tr> <td>3023.3ha</td> <td>912.1ha</td> <td><u>586.9</u>ha</td> </tr> </table> <p>(平成<u>25</u>年3月末現在 河川課)</p>	全体計画	事業認可区域	整備済区域	3023.3ha	912.1ha	<u>586.9</u> ha	最新データへの更新
全体計画	事業認可区域	整備済区域																
3023.3ha	912.1ha	<u>602.4</u> ha																
全体計画	事業認可区域	整備済区域																
3023.3ha	912.1ha	<u>586.9</u> ha																
3	5	1	40	<p>第1 現況</p> <p>市域の森林面積は、<u>216</u>ha（平成<u>26</u>年度滋賀県森林・林業要覧）であり、このうち<u>21.8%</u>（<u>47.18</u>ha）が保安林である。市域の山地を構成する部分の地質は脆弱であることから、保安林の<u>81.3%</u>（<u>38.38</u>ha）程度が土砂流出を防ぐことを目的としている。</p> <p>本市南部の山地部には、がけ崩れ等の土砂災害危険区域が分布しており、急傾斜地崩壊危険箇所が<u>17</u>箇所、知事によって・・・</p>	<p>第1 現況</p> <p>市域の森林面積は、<u>239</u>ha（平成<u>17</u>年度滋賀県森林・林業要覧）であり、このうち<u>22%</u>（<u>53</u>ha）が保安林である。市域の山地を構成する部分の地質は脆弱であることから、保安林の<u>84%</u>（<u>44.6</u>ha）程度が土砂流出を防ぐことを目的としている。</p> <p>本市南部の山地部には、がけ崩れ等の土砂災害危険区域が分布しており、急傾斜地崩壊危険箇所が<u>8</u>箇所、知事によって・・・</p>	適切な数に更新するため												
3	5	2	41	<p>第1 現況と計画方針</p> <p>・・・また、農地の宅地開発については、<u>浸水災害</u>を防</p>	<p>第1 現況と計画方針</p> <p>・・・また、農地の宅地開発については、<u>浸水被害</u>を防</p>	浸水災害に変更												

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画風水害対策編新旧対照表

【審2-6】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等																																																							
				除すること・・・	除すること・・・																																																								
3	6	1	42	<p>第2 現況</p> <p>水防上必要となる資材・器具を備蓄するため、水防倉庫を設置する。</p> <p>水防倉庫一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水防倉庫一覧 河川名</th> <th>倉庫名</th> <th>位置</th> <th>管理者</th> <th>床面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全 般</td> <td>南部土木事務所水防倉庫</td> <td>草津三丁目</td> <td>南部土木事務所</td> <td>40㎡</td> </tr> <tr> <td>草津川 (放水路)</td> <td>志津水防倉庫</td> <td>山寺町 (久迩宮橋横下流の美濃郷川左岸堤防)</td> <td>草津市</td> <td>21㎡</td> </tr> <tr> <td>全 般</td> <td>西一水防倉庫</td> <td>西草津一丁目(旧草津川左岸堤防)</td> <td>草津市</td> <td>35㎡</td> </tr> <tr> <td>全 般</td> <td>西消防署水防倉庫</td> <td>上笠町(西消防署)</td> <td>草津市</td> <td>40㎡</td> </tr> <tr> <td><u>全 般</u></td> <td><u>草津川水防倉庫</u></td> <td><u>青地町(草津川防災ステーション)</u></td> <td><u>草津市・栗東市</u></td> <td><u>138㎡</u></td> </tr> </tbody> </table>	水防倉庫一覧 河川名	倉庫名	位置	管理者	床面積	全 般	南部土木事務所水防倉庫	草津三丁目	南部土木事務所	40㎡	草津川 (放水路)	志津水防倉庫	山寺町 (久迩宮橋横下流の美濃郷川左岸堤防)	草津市	21㎡	全 般	西一水防倉庫	西草津一丁目(旧草津川左岸堤防)	草津市	35㎡	全 般	西消防署水防倉庫	上笠町(西消防署)	草津市	40㎡	<u>全 般</u>	<u>草津川水防倉庫</u>	<u>青地町(草津川防災ステーション)</u>	<u>草津市・栗東市</u>	<u>138㎡</u>	<p>第2 現況</p> <p>水防上必要となる資材・器具を備蓄するため、水防倉庫を設置する。</p> <p>水防倉庫一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水防倉庫一覧 河川名</th> <th>倉庫名</th> <th>位置</th> <th>管理者</th> <th>床面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全 般</td> <td>南部土木事務所水防倉庫</td> <td>草津三丁目</td> <td>南部土木事務所</td> <td>40㎡</td> </tr> <tr> <td>草津川 (放水路)</td> <td>志津水防倉庫</td> <td>山寺町 (久迩宮橋横下流の美濃郷川左岸堤防)</td> <td>草津市</td> <td>21㎡</td> </tr> <tr> <td>全 般</td> <td>西一水防倉庫</td> <td>西草津一丁目(旧草津川左岸堤防)</td> <td>草津市</td> <td>35㎡</td> </tr> <tr> <td>全 般</td> <td>西消防署水防倉庫</td> <td>上笠町(西消防署)</td> <td>草津市</td> <td>40㎡</td> </tr> </tbody> </table>	水防倉庫一覧 河川名	倉庫名	位置	管理者	床面積	全 般	南部土木事務所水防倉庫	草津三丁目	南部土木事務所	40㎡	草津川 (放水路)	志津水防倉庫	山寺町 (久迩宮橋横下流の美濃郷川左岸堤防)	草津市	21㎡	全 般	西一水防倉庫	西草津一丁目(旧草津川左岸堤防)	草津市	35㎡	全 般	西消防署水防倉庫	上笠町(西消防署)	草津市	40㎡	水防倉庫の位置等の更新
水防倉庫一覧 河川名	倉庫名	位置	管理者	床面積																																																									
全 般	南部土木事務所水防倉庫	草津三丁目	南部土木事務所	40㎡																																																									
草津川 (放水路)	志津水防倉庫	山寺町 (久迩宮橋横下流の美濃郷川左岸堤防)	草津市	21㎡																																																									
全 般	西一水防倉庫	西草津一丁目(旧草津川左岸堤防)	草津市	35㎡																																																									
全 般	西消防署水防倉庫	上笠町(西消防署)	草津市	40㎡																																																									
<u>全 般</u>	<u>草津川水防倉庫</u>	<u>青地町(草津川防災ステーション)</u>	<u>草津市・栗東市</u>	<u>138㎡</u>																																																									
水防倉庫一覧 河川名	倉庫名	位置	管理者	床面積																																																									
全 般	南部土木事務所水防倉庫	草津三丁目	南部土木事務所	40㎡																																																									
草津川 (放水路)	志津水防倉庫	山寺町 (久迩宮橋横下流の美濃郷川左岸堤防)	草津市	21㎡																																																									
全 般	西一水防倉庫	西草津一丁目(旧草津川左岸堤防)	草津市	35㎡																																																									
全 般	西消防署水防倉庫	上笠町(西消防署)	草津市	40㎡																																																									

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画風水害対策編新旧対照表

【審2-6】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
3	6	1	43	<p>3 量水標</p> <p>(1) 量水標の幅は21cm、目盛は2cm刻み黒白の交互、10cmごとの数字を黒字として、1m毎の数字を赤字とする。</p> <p>(2) 水防団待機水位（通報水位）、はん濫注意水位（警戒水位）は横に赤線で示す。</p> <p>(3) 設置場所は河川形状の整った所で流失のおそれがなく、夜間でも観測できるところとする。</p> <p><u>4量水板</u></p> <p><u>(1) 量水板の幅は21cm、目盛は2cm刻み黒白の交互、10cmごとの数字を黒字として、1m毎の数字を赤字とする。</u></p> <p>—</p> <p><u>(2) 水防団待機水位（通報水位）、はん濫注意水位（警戒水位）は横に赤線で示す。</u></p> <p><u>(3) 設置場所は河川形状の整った所で流失のおそれがなく、夜間でも観測できるところとする。</u></p>	<p>3 量水標</p> <p>(1) 量水標の幅は21cm、目盛は2cm刻み黒白の交互、10cmごとの数字を黒字として、1m毎の数字を赤字とする。</p> <p>(2) 水防団待機水位（通報水位）、はん濫注意水位（警戒水位）は横に赤線で示す。</p> <p>(3) 設置場所は河川形状の整った所で流失のおそれがなく、夜間でも観測できるところとする。</p>	<p>量水標の次に、量水板を加筆</p>
3	6	3	44	<p>第3節 救助施設等整備計画</p> <p>・・・</p> <p>第2 現況</p> <p>・・・</p> <p>また、市内<u>1.4</u>箇所に防災拠点として防災備蓄倉庫を</p>	<p>第3節 救助施設等整備計画</p> <p>・・・</p> <p>第2 現況</p> <p>・・・</p> <p>また、市内<u>1.3</u>箇所に防災拠点として防災備蓄倉庫を</p>	<p>平成27年1月防災アセスによる。</p> <p>27.3 に老上西小防災</p>

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画風水害対策編新旧対照表

【審2-6】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
				設置し、・・・ 第3 事業計画 コミュニティ防災センター・前線基地・サテライト基地に定数を定め、備蓄食糧等避難救援用資機材、避難救出救護用資機材を備蓄する。 <u>また、平成27年1月防災アセスメントに基づく避難者等の増加に対応するため、広域避難所に必要な備蓄資機材を計画的に配備する。</u>	設置し、・・・ 第3 事業計画 コミュニティ防災センター・前線基地・サテライト基地に定数を定め、備蓄食糧等避難救援用資機材、避難救出救護用資機材を備蓄する。	倉庫が新設 平成27年防災アセスの反映
3	9	2	52	第1 現況と計画方針 本市の下水道(汚水)は、平成27年度末現在では整備面積約2,427ha、管渠延長約472kmとなり、全市民の95.7%に当たる約124,900人が下水道を利用できる状況にある。 ・・・	第1 現況と計画方針 本市の下水道(汚水)は、平成25年度末現在では整備面積約2,413ha、管渠延長約457kmとなり、全市民の95.5%に当たる約122,000人が下水道を利用できる状況にある。 ・・・	下水道事業の実施状況(平成28年3月末)による。
3	10		53	第1 計画方針 ・・・ 3 防災指導員と市民防災員制度および市民活動団体(者)の運用 所定の防災員講習を終了した市民を・・・市域全体の防災力を高めようとするものである。	第1 計画方針 ・・・ 3 防災指導員と市民防災員制度の運用 所定の防災員講習を終了した市民を・・・市域全体の防災力を高めようとするものである。	28年度からの運用を目指し、「ぼうさい応援隊」が設置された。

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画風水害対策編新旧対照表

【審2-6】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
				<p><u>また、防災指導に市民からの幅広い見識を取り入れるために、市民活動団体(者)で、活動実績を有するものを「草津市ぼうさい応援隊」として登録し、共助による防災体制を推進する。</u></p>		
3	11		56	<p>第2 現況</p> <p>このため、平成 22 年度から独居高齢者等に急病や事故等の緊急事態が発生した場合、電話回線を介して大阪ガスセキュリティーサービスに通報できる「緊急通報システム」を導入し、防災体制の推進を図るとともに、<u>市内で障害福祉サービス事業所や介護保険サービス事業所と災害時における福祉避難所等の開設・運営に関する協定を締結している。</u></p> <p>資料編 I-11：草津市緊急通報システム利用要綱</p> <p>資料編 I-18：草津市障害者緊急通報システム事業運営要綱</p> <p>資料編 IV-1：避難所等一覧表</p>	<p>第2 現況</p> <p>…平成 22 年国勢調査では 65 歳以上の高齢者は 21,355 人、4 歳以下の乳幼児は 6,320 人である。</p> <p><u>また、保育所、特別養護老人ホームおよび障害福祉サービス事業所をはじめ老人福祉センター、隣保館等多数の社会福祉施設が存在する。</u></p> <p>資料編 VII-7：社会福祉施設等一覧</p> <p>このため、平成 22 年度から独居高齢者等に急病や事故等の緊急事態が発生した場合、電話回線を介して大阪ガスセキュリティーサービスに通報できる「緊急通報システム」を導入し、防災体制の推進を図っている。</p> <p>資料編 I-11：草津市緊急通報システム利用要綱</p>	<p>民間事業所と福祉避難所の協定を締結できているため、具体的に避難場所となる施設を標記する。</p>

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画風水害対策編新旧対照表

【審2-6】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
				また、国際化が・・・外国人の防災対策を推進するため平成27年に機能別消防団員を編成した。	また、国際化が・・・外国人の防災対策を考慮する	27年に機能別消防団員を編成
3	11		59	5 外国人に対する対策 (1)・・・ (2)・・・ <u>(3) 機能別消防団員との連携</u>	5 外国人に対する対策 (1)・・・ (2)・・・	27年に機能別消防団員を編成
4	1	1	65	(ウ) サテライト基地 前線基地を補完するため、前線基地に指定していない <u>広域避難所</u> にサテライト基地を設置する。	(ウ) サテライト基地 前線基地を補完するため、前線基地に指定していない小学校にサテライト基地を設置する。	平成27年防災アセスの反映
4	2		74	(4) 気象情報 予報に関する気象情報は、目的別に次のように分けられる。 ア 注意報、警報に先立って注意を喚起するもの。 イ 注意報、警報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説するもの。 <u>ウ 少雨、長雨、低温、梅雨等比較的長期にわたる現象について注意を喚起したり、解説するためのもの。</u>	(4) 気象情報 予報に関する気象情報は、目的別に次のように分けられる。 ア 注意報、警報に先立って注意を喚起するもの。 イ 注意報、警報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説するもの。 <u>ウ 数年に1回程度発生する記録的な短時間の大雨を観測した等のときに、一層の警戒を呼びかけるもの。</u> <u>エ 少雨、長雨、低温、梅雨等比較的長期にわたる現</u>	近年、各地で台風やゲリラ豪雨などにより当該情報が以前に比べ、多く発表されているため、特出しするもの。

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画風水害対策編新旧対照表

【審2-6】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
					<u>象について注意を喚起したり、解説するためのもの。</u>	
4	2		74	<p><u>(5) 記録的短時間大雨情報</u></p> <p><u>数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測したり、解析したりしたときに、各地の気象台が発表するもの。その基準は、1時間雨量歴代1位または2位の記録を参考に、概ね府県予報区ごとに決められている。この情報は、大雨警報発表時に、現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために発表されるもので、大雨を観測した観測地点や市町村等を明記される。</u></p> <p>(6) 洪水予報</p> <p>(7) 土砂災害警戒情報・補足情報</p> <p>土砂災害警戒情報とは、気象業務法および災害対策基本法に基づき、大雨による土砂災害の発生が予想される場合において、土砂災害発生危険性の周知のため滋賀県と彦根地方気象台が共同して市町村単位で発表する情報である。</p> <p>発表の基準は、過去に土石流やがけ崩れが多発した雨量に基づいて基準を定め今後の予想雨量が基準を超過し</p>	<p>(5) 洪水予報</p> <p>(6) 土砂災害警戒情報・補足情報</p> <p>土砂災害警戒情報とは、気象業務法および災害対策基本法に基づき、大雨による土砂災害の発生が予想される場合において、土砂災害発生危険性の周知のため滋賀県と彦根地方気象台が共同して市町村単位で発表する情報である。</p> <p>発表の基準は、過去に土石流やがけ崩れが多発した雨量に基づいて基準を定め今後の予想雨量が基準を超過し</p>	<p>県計画との整合</p>

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画風水害対策編新旧対照表

【審2-6】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
				<p>たとき、避難に必要な時間を考慮し発表する。</p> <p>滋賀県では、土砂災害警戒情報を補足する情報として <u>危険度メッシュ情報等を提供して、一般に周知させるために必要な措置を講じる。</u></p> <p>(8) 水防警報</p> <p>(9) 水位情報（避難判断水位（水防法第13条で規定される特別警戒水位））</p> <p>(10) 火災気象通報</p>	<p>たとき、避難に必要な時間を考慮し発表する。</p> <p>滋賀県では、土砂災害警戒情報を補足する情報として <u>警戒判定分布図をインターネットで情報提供している。</u></p> <p><u>資料編 VIII-3：土砂災害警戒情報・補足情報</u></p> <p>(7) 水防警報</p> <p>(8) 水位情報（避難判断水位（水防法第13条で規定される特別警戒水位））</p> <p>(9) 火災気象通報</p>	
4	3	1	77	<p>(2) 消防署長 ・・・情報について、<u>消防局警備計画に基づき</u>草津市長へ・・・</p>	<p>(2) 消防署長 ・・・情報について、草津市長へ・・・</p>	修正 震災対策編との整合
4	3	1	78	<p>(4) 調査の内容 ・・・に基づき<u>被害の判定</u>をする・・・</p>	<p>(4) 調査の内容 ・・・に基づき<u>判定</u>する・・・</p>	修正 震災対策編との整合
4	3	1	78	<p>(5) 報告 ・・・応じて調査<u>し</u>、応急対策結果を・・・</p>	<p>(5) 報告 ・・・応じて調査<u>または</u>応急対策結果を・・・</p>	修正 震災対策編との整合
4	3	1	79	<p>(5)・・・その際、即報が2<u>件</u>以上にわたる・・・</p>	<p>(5)・・・その際、即報が2以上にわたる・・・</p>	単位が不明のため
4	3	1	80	<p>(3)防災関係機関情報交換担当部署 <u>(4)県は、被害が甚大な市町に対しては、効果的な被害状</u></p>	<p>(3)防災関係機関情報交換担当部署</p>	情報連絡員派遣の明記

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画風水害対策編新旧対照表

【審2-6】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
				<u>況等の収集および相互の連絡のため、連絡員を地方本部から市町本部あてに派遣する。</u>		
4	3	2	82	(4) 放送機関に対する放送要請 ア 災害放送 ・・・関西テレビ <u>放送</u> (株)、讀賣テレビ <u>放送</u> (株)に対して、・・・	(4) 放送機関に対する放送要請 ア 災害放送 ・・・関西テレビ(株)、讀賣テレビ(株)に対して、・・・	正式名称に修正
4	5	2	94	表中 避難準備情報 ・・・ 3：漏水等が発見された場合 <u>4：野洲川が氾濫し、草津市に影響があると判断できる場合</u> 避難勧告 ・・・ 5：浸水の発生に関する情報が住民等から通報があり、災害のおそれがある場合 <u>6：野洲川が氾濫し、草津市への影響の可能性が高いと判断できる場合</u> 避難指示 ・・・	表中 避難準備情報 ・・・ 3：漏水等が発見された場合 避難勧告 ・・・ 5：浸水の発生に関する情報が住民等から通報があり、災害のおそれがある場合 避難指示 ・・・	野洲川氾濫に伴う避難判断基準を追記

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画風水害対策編新旧対照表

【審2-6】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
				4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合 <u>5：野洲川が氾濫し、草津市への影響が確実に判断できる場合</u>	4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合	
4	5	3	103	第1 計画方針 災害のため医療機関外の現場で医療が必要である場合、また医療機関が混乱し、り災者の住民が医療の途を失った <u>ような場合における応急的医療ならびに災害時における分べんの前後における処理は、この計画の定めるところによる。</u> 第2 計画内容 1 医療救護活動計画 県の地域防災計画では、 <u>県災害医療本部ならびに市救護本部、病院および有床診療所(以下「病院等」という。)</u> 、医療関係団体が行う初動時の対応について、フェーズ(局面)の概念を用いて、それぞれの局面に応じた適正な医療救護活動を以下のとおり示している。	第1 計画方針 災害のため医療機関外の現場で医療が必要である場合、また <u>は災害のため</u> 医療機関が混乱し、り災者の住民が医療 <u>および助産</u> の途を失った場合 <u>応急的に医療、助産を施し、り災者の保護を図るものとする。</u> 第2 計画内容 1 医療救護活動計画 県の地域防災計画では、 <u>県本部ならびに市本部、医療機関</u> 、医療関係団体が行う初動時の対応について、フェーズ(局面)の概念を用いて、それぞれの局面に応じた適正な医療救護活動を以下のとおり示している。	県計画との整合
4	5	3	104	第1フェーズ(発生から3時間 <u>程度</u>)： <u>初動体制</u> 第2フェーズ(3日以内)： <u>災害派遣医療チーム(DMAT)派遣</u>	第1フェーズ(発生から3時間 <u>以内</u>)： <u>災害派遣医療チーム(DMAT: Disaster Medical Assistance Team 以下DMATとする。)</u> による災害現場の医療情報の収集と報告 第2フェーズ(<u>3時間から</u> 3日以内)： <u>負傷者のトリアージ、応急処置、搬送および医療救護班の派遣。特に24</u>	県計画との整合

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画風水害対策編新旧対照表

【審2-6】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
				<p>第3フェーズ(4日から2週間) : <u>医療救護班の派遣</u></p> <p>第4フェーズ(2週間から2か月程度) : <u>医療救護活動の終了</u></p>	<p><u>時間以内の活動が救われるべき命を救う重要な時間</u></p> <p>第3フェーズ(3日以降) : <u>保健活動</u></p>	
4	5	3	104	<p>(1) 第1フェーズ(発生から3時間<u>程度</u>)</p> <p>ア 情報の伝達</p> <p>(ア) <u>県災害医療本部</u>は、消防本部、警察本部等からの災害発生情報に基づき、<u>医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの登庁を依頼するとともに、</u>災害拠点病院に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣要請を行う。</p> <p>(イ) <u>県災害医療本部</u>は、災害拠点病院に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣を要請した場合、基幹災害<u>拠点病院</u>および災害が発生した医療圏域の<u>災害医療</u>地方本部に直ちに連絡する。</p> <p>(ウ) <u>県災害医療本部</u>から連絡をうけた<u>災害医療</u>地方本部は、市および救急告示病院等に直ちに連絡する。</p> <p>(エ) <u>県災害医療本部</u>は、災害拠点病院に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣を要請した場合、基幹災害<u>拠点病院</u>および災害が発生した医療圏域の<u>災害医療</u>地方本部に直ちに連絡する。</p> <p>(オ) <u>県災害医療本部</u>は、<u>病院等</u>に対して・・・</p>	<p>(1) 第1フェーズ(発生から3時間<u>以内</u>)</p> <p>ア 情報の伝達</p> <p>(ア) <u>県</u>は、消防本部<u>等</u>、県警察本部等からの災害発生情報に基づき、災害拠点病院に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣要請を行う。</p> <p>(イ) <u>県</u>は、災害拠点病院に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣を要請した場合、基幹災害<u>医療センター</u>および災害が発生した医療圏域の地方本部(<u>健康福祉班</u>)に直ちに連絡する。</p> <p>(ウ) <u>県</u>から連絡をうけた<u>地方本部(健康福祉班)</u>は、市および救急告示病院等に直ちに連絡する。</p> <p>(エ) 基幹災害<u>医療センター</u>は、県から得た情報を災害拠点病院および災害派遣医療チーム(DMAT)を派遣した<u>医療機関</u>に連絡し、以後<u>災害拠点</u>病院との情報共有に努める。</p> <p>(オ) <u>県</u>は、<u>医療機関</u>に対して・・・</p>	<p>県計画との整合</p>

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画風水害対策編新旧対照表

【審2-6】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
				<p><u>イ</u> 被災地外医療圏域の災害拠点病院に対する派遣要請 (ア) 県は、・・・他の災害拠点病院<u>等</u>に・・・</p> <p>(イ) 上記(ア) <u>で県災害医療本部</u>から要請を受けた災害拠点病院<u>等</u>は、災害派遣医療チーム(DMAT)を派遣する。</p> <p>(2) 第2フェーズ(3日以内)</p> <p><u>ア</u> <u>災害派遣医療チーム(DMAT)の活動</u> (ア) <u>災害派遣医療チーム(DMAT)は、災害現場で消防、警察、自衛隊と相互の連携を図る現地合同調整所に入る。</u> (イ) <u>災害派遣医療チーム(DMAT)は、速やかに災害現場の医療情報を収集し、県および基幹災害医療センターに報告するとともに、負傷者のトリアージおよび応急処置、搬送等を速やかに行う。</u></p> <p><u>イ</u> 負傷者のトリアージ、応急処置および搬送 ・・・</p>	<p><u>イ</u> <u>災害派遣医療チーム(DMAT)の活動</u> (ア) <u>災害派遣医療チーム(DMAT)は、災害現場で消防、警察、自衛隊と相互の連携を図る現地合同調整所に入る。</u> (イ) <u>災害派遣医療チーム(DMAT)は、速やかに災害現場の医療情報を収集し、県および基幹災害医療センターに報告するとともに、負傷者のトリアージおよび応急処置、搬送等を速やかに行う。</u></p> <p><u>ウ</u> 被災地外医療圏域の災害拠点病院に対する派遣要請 (ア) 県は、・・・他の災害拠点病院に・・・</p> <p>(イ) 上記(ア) <u>県</u>から要請を受けた災害拠点病院は、災害派遣医療チーム(DMAT)を派遣する。</p> <p>(2) 第2フェーズ(<u>3時間から</u>3日以内)</p> <p><u>ア</u> 負傷者のトリアージ、応急処置および搬送 ・・・</p>	

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画風水害対策編新旧対照表

【審2-6】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
				(イ)現地救護所から 病院等 へ患者を搬送する際には、	(イ)現地救護所から 医療機関等 へ患者を搬送する際には、・・・	
4	5	3	105	<p>(ウ)県は必要と認めた場合は、他都道府県に患者の受入要請を行い、他都道府県の災害拠点病院や救急告示病院に患者の重症度別に搬送する。</p> <p>(3) 第3フェーズ(4日から2週間)</p> <p>ア 医療救護班、こころのケアチームの派遣</p> <p>(ア)・・・管内の医療救護所または病院等に配置すべき医療救護班、こころのケアチーム (以下、「医療救護班等」という。) の派遣の要請を行う。</p> <p>(イ)市単独では医療需要に見合う医療救護班等の確保、派遣が困難な場合は、災害医療地方本部に医療救護班等の派遣要請を行う。</p> <p>(ウ)県災害医療本部または災害医療地方本部は、市から医療救護班等の派遣要請を受けた場合、または自ら必要と認めた場合は各医療関係団体、他都道府県等に必要な医療救護班等の派遣を要請する。</p>	<p>(ウ)県は必要と認めた場合は、他府県に患者の受入要請を行い、他府県の災害拠点病院や救急告示病院に患者の重症度別に搬送する。</p> <p>イ 医療救護班の派遣</p> <p>(ア)・・・管内の医療救護所または医療機関に配置すべき医療救護班の派遣の要請を行う。</p> <p>(イ)市単独では医療需要に見合う医療救護班の確保、派遣が困難な場合は、県に医療救護班の派遣要請を行う。</p> <p>(ウ)県は、市から医療救護班の派遣要請を受けた場合、または自ら必要と認めた場合は下記の災害拠点病院等各医療関係団体、および他府県等に必要な医療救護班等の派遣を要請する。</p> <p>・国立病院機構大阪ブロック事務所</p> <p>・滋賀医科大学医学部付属病院</p> <p>・日本赤十字社滋賀県支部</p> <p>・滋賀県医師会</p> <p>・滋賀県病院協会</p>	<p>県計画との整合</p>

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画風水害対策編新旧対照表

【審2-6】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
				<p>(エ) (ウ)で要請を受けた各医療関係団体は、県からの派遣要請に基づき医療救護班<u>等</u>を派遣する。</p> <p><u>イ 災害医療</u>地方本部の活動</p> <p>(ア) <u>災害医療</u>地方本部は、上記<u>ア</u>で派遣された医療救護班の派遣場所について調整を行う。</p> <p><u>(4) 第4フェーズ (2週間から2か月程度)</u></p> <p><u>第7節 防疫および保健衛生計画による</u></p> <p><u>(5) 災害派遣医療チーム(DMAT)</u> 災害拠点病院が有する災害時の急性期に活動<u>できる</u>機動性を持ち、・・・</p> <p>・・・</p> <p>ア 派遣手順 ・・・</p> <p>ただし、派遣要請基準に該当する災害が発生したにも関わらず、<u>県災害医療本部</u>からの派遣要請が<u>なく</u>、<u>また県災害医療本部</u>と連絡が取れない場合には、災害拠点病院は、<u>病院の判断</u>で災害派遣医療チーム(DMAT)を災害現場に派遣する。</p>	<p>・<u>滋賀県歯科医師会</u></p> <p>・<u>滋賀県薬剤師会</u></p> <p>・<u>滋賀県看護協会</u></p> <p>(エ) (ウ)で要請を受けた各医療関係団体は、県からの派遣要請に基づき医療救護班を派遣する。</p> <p><u>ウ</u> 地方本部 (<u>健康福祉班</u>) の活動</p> <p>(ア) 地方本部 (<u>健康福祉班</u>) は、上記イで派遣された医療救護班の派遣場所について調整を行う。</p> <p><u>(3) 第3フェーズ (3日以降)</u></p> <p><u>「第7章 防疫および保健衛生計画」による</u></p> <p><u>(4) 災害派遣医療チーム(DMAT)</u> 災害拠点病院が有する災害時の急性期に活動<u>する</u>機動性を持ち、・・・</p> <p>・・・</p> <p>ア 派遣手順 ・・・</p> <p>ただし、派遣要請基準に該当する災害が発生したにも関わらず、<u>県からの派遣要請も</u>なく、また県と連絡が取れない場合には、災害拠点病院は<u>県からの要請を待たず</u><u>に、消防と連携し情報交換のうえ</u>、災害派遣医療チーム(DMAT)を災害現場に派遣する。</p>	
4	5	3	106	(イ) 県外で発生した災害の場合	(イ) 県外で発生した災害の場合	県計画との整合

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画風水害対策編新旧対照表

【審2-6】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
				<p><u>厚生労働省および他都道府県</u>からの派遣要請があった場合。</p> <p>・・・</p> <p>エ 現地合同調整所</p> <p>災害派遣医療チーム(DMAT)は、消防、警察、自衛隊において設置された現地合同調整所において、それぞれの機関と<u>連携しながら</u>円滑に医療救護活動を行う。</p> <p>また、災害現場において、<u>災害派遣医療チーム(DMAT)の拠点となる現場指揮所を設置する。</u></p> <p>・・・</p> <p>2 医療救護体制</p> <p>・・・病院の被災状況を調査し、医療救護、助産救護、<u>こころのケア活動</u>が可能な医療機関を把握する。また、市本部の協力要請を受けて必要に応じ、医療機関および医療関係団体に医療救護、助産救護班、<u>こころのケアチーム</u>の派遣要請を行うものとする。</p> <p>医療救護、助産救護班、<u>こころのケアチーム</u>の派遣要請を受けた医療機関および医療関係団体は、・・・</p> <p>(1) 病院等の被災状況等の把握</p> <p><u>災害医療</u>地方本部は市本部と連携し、・・・</p>	<p>他府県からの派遣要請があった場合。</p> <p>・・・</p> <p>エ 現地合同調整所</p> <p>災害派遣医療チーム(DMAT)は、消防、警察、自衛隊において設置された現地合同調整所において、それぞれの機関の<u>助言を得ながら</u>円滑に医療救護活動を行う。</p> <p>また、災害現場<u>での現地合同調整所</u>において、<u>医療の拠点も設置するよう検討が必要である。</u></p> <p><u>現地調整所は市等が設置し、現地合同調整所は県が設置する。</u></p> <p>・・・</p> <p>2 医療救護体制</p> <p>・・・病院の被災状況を調査し、医療救護、助産救護<u>活動</u>が可能な医療機関を把握する。また、市本部の協力要請を受けて必要に応じ、医療機関および医療関係団体に医療救護、助産救護班の派遣要請を行うものとする。</p> <p>医療救護、助産救護班の派遣要請を受けた医療機関および医療関係団体は、・・・</p> <p>(1) 病院等 <u>(有床診療所を含む)</u> の被災状況等の把握</p> <p>地方本部 <u>(健康福祉班)</u> は市本部と連携し、・・・</p>	

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画風水害対策編新旧対照表

【審2-6】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
4	5	3	107	<u>(病院等の被災状況等の把握)</u> ※図を県地域防災計画(風水害等対策編)P101〔病院等の被災状況等の把握〕の図	<u>(病院等の被災状況等の把握)</u> ※図	県計画との整合
4	5	3	107	3 災害派遣医療チーム(DMAT)および医療、助産救護班、 <u>こころのケアチーム</u> の派遣と業務 県災害医療本部は、速やかに災害拠点病院に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣要請を行うとともに、 <u>市救護本部</u> から医療、助産救護、 <u>こころのケア</u> に関する要請があったとき、または医療、助産救護、 <u>こころのケア</u> を必要と認めたときは、 <u>各医療関係団体および、関係機関に医療、助産救護班、こころのケアチーム</u> の派遣を要請するものとする。	3 災害派遣医療チーム(DMAT)および医療、助産救護班の派遣と業務 県本部は、速やかに災害拠点病院に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣要請を行うとともに、 <u>市本部</u> から医療、助産救護に関する要請があったとき、または医療、助産救護を必要と認めたときは、 <u>日本赤十字社滋賀県支部、滋賀県医師会、滋賀県病院協会、滋賀県歯科医師会、滋賀県薬剤師会、滋賀県看護協会、応援主管府県等の関係機関に医療、助産救護班</u> の派遣を要請するものとする。	県計画との整合
4	5	3	108	(2) 医療、助産救護班、 <u>こころのケアチーム</u> <u>各医療関係団体および関係機関が派遣する医療チーム</u> 。原則として市救護本部が設置する救護所において医療、助産活動を行う。 ア 医療救護班の業務 (ア)傷病者に対する応急処置と簡易な患者に対する医療措置 ・・・ (ウ)衛生材料の支給 <u>ウ こころのケアチームの業務</u>	(2) 医療、助産救護班 <u>医療、助産救護班は、各医療機関が有する医療チームであり</u> 、原則として市本部が設置する救護所において医療、助産活動を行う。 ア 医療救護班の業務 (ア)傷病者に対する応急処置と簡易な患者に対する医療 ・・・ (ウ)衛生材料の支給	県計画との整合

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画風水害対策編新旧対照表

【審2-6】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
				<p><u>(ア) 被災者の心理的影響についての情報の収集</u> <u>(イ) 心のケアを必要とする人へのケアの提供</u> <u>(ウ) その他、地元地域の要請に応じた支援</u></p>		
4	5	3	109	<p><u>(指揮命令および連絡調整)</u> <u>※図を県地域防災計画(風水害等対策編) P103【指揮命令および連絡調整】の図</u></p>	<p><u>(指揮命令および連絡調整)</u> <u>※図</u></p>	県計画との整合
4	5	3	109	<p>4 <u>病院等</u>の初動活動 ……(2)に基づく<u>災害医療</u>地方本部または…… …… オ <u>災害医療</u>地方本部(保健班)の救護班派遣要請あるいは自らの判断により救護所での救護活動を行う。</p>	<p>4 <u>医療機関</u>の初動活動 ……(2)に基づく地方本部(<u>保健班</u>)または…… …… オ 地方本部(<u>保健班</u>)の救護班派遣要請あるいは自らの判断により救護所での<u>心のケアを含めた</u>救護活動を行う。</p>	県計画との整合
4	5	3	110	<p><u>(医療、助産救護活動が可能な病院等の応急対応)</u> <u>※図を県地域防災計画(風水害等対策編) P103 [1. 医療、助産救護活動は可能な病院等の応急対応] の図</u> ア 簡易な修繕等により原状復帰が可能な病院 (ア)重症および人工透析<u>など</u>継続治療を要する入院患者を原状復帰するまで一時的に後方病院等へ搬送することとし、搬送手段、搬送先等については、消防本部、<u>災害医療</u>地方本部等に協力要請する。また、広域的な搬送体制が必要な場合は、<u>県災害医療本部</u>に要請する。 (イ)……医療従事者等を<u>災害医療</u>地方本部に供給要請す</p>	<p><u>(医療、助産救護活動が可能な病院等の応急対応)</u> <u>※図</u> ア 簡易な修繕等により原状復帰が可能な病院 (ア)重症および人工透析、<u>慢性疾患等</u>継続治療を要する入院患者を原状復帰するまで一時的に後方病院等へ搬送することとし、搬送手段、搬送先等については、消防本部、地方本部(<u>保健班</u>)等に協力要請する。また、広域的な搬送体制が必要な場合は、<u>県本部</u>に要請する。 (イ)……医療従事者等を地方本部(<u>保健班</u>)に供給要請</p>	県計画との整合

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画風水害対策編新旧対照表

【審2-6】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
				<p>る。</p> <p><u>(簡易な修繕等により原状復帰可能な病院等の応急対応)</u></p> <p><u>※図を県地域防災計画(風水害等対策編)P104[2.簡易な修繕等により原状復帰可能な病院等の応急対応]の図</u></p>	<p>する。</p> <p><u>(簡易な修繕等により原状復帰可能な病院等の応急対応)</u></p> <p><u>※図</u></p>	
4	5	3	111	<p><u>(修繕不可能な病院等の応急対応)</u></p> <p><u>※図を県地域防災計画(風水害等対策編)P104[3.修繕不可能な病院等の応急対応]の図</u></p>	<p><u>(修繕不可能な病院等の応急対応)</u></p> <p><u>※図</u></p>	県計画との整合
4	5	3	111	<p>6 市本部の医療救護活動</p> <p>・・・<u>県災害医療本部</u>を通じ日本赤十字社滋賀県支部等 に応援協力を要請し、・・・</p> <p>なお、救護本部はさわやか保健センターに設置するものとする。</p> <p>・・・</p> <p>(3) 医薬品の確保</p> <p>医薬品等の調達に関しては、<u>「災害時の医療救護活動に関する協定」</u>で定める医療救護計画により、<u>一般社団法人びわこ薬剤師会に依頼する。また、医薬品等の不足に対応するため</u>医薬品小売業者等と協定を締結するなど、<u>流通備蓄により確保を図るものとする。</u></p>	<p>6 市本部の医療救護活動</p> <p>・・・<u>県本部</u>を通じ日本赤十字社滋賀県支部に応援協力を要請し、・・・</p> <p>なお、救護本部はさわやか保健センターに設置するものとし、<u>同所が被災した場合は草津合同庁舎に設置するものとする。</u></p> <p>・・・</p> <p>(3) 医薬品の確保</p> <p>医薬品等の調達に関しては、<u>医薬品小売業者等と協定を締結し、流通備蓄により確保を図るものとする。なお、医薬品および衛生材料については、平素から取扱い業者、取扱い品目および供給能力等の実態を把握し、緊急確保体制を整備しておくものとする。</u></p>	<p>本部として適切な施設をその場で決定する柔軟性が必要と判断。</p> <p>薬剤師会と協定を締結したことにより、薬剤師会に医療品等の携行を依頼しており、その他必要分については、小売業者等との協定締結等今後検討、対応する。</p>

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画風水害対策編新旧対照表

【審2-6】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
				市本部の医療救護活動の実施体制の図 救護班からの協力要請→ <u>災害医療地方本部、草津栗東医師会</u> 、災害拠点病院 <u>点線矢印の削除</u>	市本部の医療救護活動の実施体制の図 救護班からの協力要請→ <u>市および近隣医療機関</u> 、災害拠点病院、 <u>保健所</u> <u>初期救護実施（軽傷および応急処置）から被災地外の広報病院への移送（ヘリコプター）への点線矢印</u>	
4	4	5	116	2 給水の活動 (1) 上下水道部の設置 上下水道部を設置し、 <u>上下水道総務班</u> 、給水班、上下水道班および浄水場班を設ける。班長は被害状況等を速やかに上下水道部長に報告し、上下水道部長はこの旨を災害対策本部へ報告する。	2 給水の活動 (1) 上下水道部の設置 上下水道部を設置し、 <u>給水総務班</u> 、給水班、上下水道班および浄水場班を設ける。班長は被害状況等を速やかに上下水道部長に報告し、上下水道部長はこの旨を災害対策本部へ報告する。	上下水道の窓口の一本化
4	4	5	117	第5節給水計画 緊急給水設備 ろ水器 能力4t/h 数量 <u>10</u>	第5節給水計画 緊急給水設備 ろ水器 能力4t/h 数量 <u>8</u>	28.3 老上西小備蓄倉庫増設による追加
4	3	7	119	第2 宅地危険度判定	第2 宅地 <u>応急</u> 危険度判定	名称誤り（「応急」は不要）
4	3	7	119	2 支援要請 ・・・を策定し、危険度判定士の派遣等について・・・	2 支援要請 ・・・を策定し、 <u>各</u> 危険度判定士の派遣等について・・・	「各」は不要（宅地のみ）
4	3	7	120	ウ 設置戸数、建設予定地	ウ 設置戸数、建設予定地	旧草津川跡地

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画風水害対策編新旧対照表

【審2-6】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
				住家が全壊、全焼または流出した世帯数の3割の範囲内 建設予定地は、 <u>野村運動公園、弾正公園、その他必要設置戸数など状況によりグラウンドなどの公共空地に整備</u> することを検討している。	住家が全壊、全焼または流出した世帯数の3割の範囲内 建設予定地は、 <u>旧草津川跡地・野村運動公園・弾正公園</u> に整備することを検討している。	削除
4	5	9	126	6 広域火葬 市は、火葬場の火葬処理に著しい支障を生じた場合や、数多くの遺体の迅速な火葬処理が困難になった場合、「 <u>滋賀県地域防災計画に基づく広域火葬要綱</u> 」および「 <u>滋賀県広域火葬事務処理要領</u> 」に基づき、広域火葬の支援を要請する。		平成27年12月より県の要綱が施行されたため、広域火葬についての項目を追加する。
4	5	9	126	7 災害救助法による基準	6 災害救助法による基準	上記追加による修正
4	5	9	126	8 漂着遺体の取扱い	7 漂着遺体の取扱い	上記追加による修正
4	7		137	第2 計画内容 1 実施者 ・・・ (3) 県 <u>本部</u> は被災地の状況、市 <u>本部</u> の処理能力等を勘案し、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（本項において以下「法」という。）第29条	第2 計画内容 1 実施者 ・・・ (3) 県は被災地の状況、市の処理能力等を勘案し感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（本項において以下「法」という。）第29条第2項また	県計画との整合

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画風水害対策編新旧対照表

【審2-6】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
				<p>第2項に<u>基づく物件に係る措置</u>または予防接種法第6条による<u>臨時の予防接種を行う。</u></p> <p>・・・</p> <p>(3) 検病検査および健康診断 ア 保健所は、検病調査班を編成し、市と連携して被災地の検病調査をする。</p>	<p>は、予防接種法第6条による代執行を行う。</p> <p>・・・</p> <p>(3) 検病検査および健康診断 ア 保健所は、<u>おおむね医師1名、保健師(看護師)1名、助手1名をもって</u>、検病調査班を編成し、市と連携して被災地の検病調査をする。</p>	<p>災害の状況に応じて動けるように、詳細すぎないほうがよいと判断。</p>
4	7		138	<p>(2) 臨時予防接種 感染症予防上必要があると認められるときは、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種の実施を知事に求める。</p>	<p>(2) 臨時予防接種 感染症予防上必要があると認められるときは、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種の実施を知事に求める<u>ものとする。</u></p>	<p>感染症法、予防接種法に基づき、保健所の役割を追加。</p>
4	8		141	<p>2 仮設トイレ<u>およびマンホールトイレ</u>設置計画 ア 公共下水道(汚水)、農村下水道供用区域において下水道管の寸断や処理施設の倒壊により、し尿処理ができない区域、また、し尿浄化槽や汲み取り槽の損傷により家庭でし尿が処理できない区域に、仮設トイレ<u>およびマンホールトイレ</u>を設置する。 イ 仮設トイレ<u>およびマンホールトイレ</u>の設置箇所については、避難所を中心に設置するほか、被害や地域の実情に応じ適切に設置する。 ウ 仮設トイレ<u>およびマンホールトイレ</u>の設置資機材に</p>	<p>2 仮設トイレ設置計画 ア 公共下水道(汚水)、農村下水道供用区域において下水道管の寸断や処理施設の倒壊により、し尿処理ができない区域、また、し尿浄化槽や汲み取り槽の損傷により家庭でし尿が処理できない区域に、仮設トイレを設置する。 イ 仮設トイレの設置箇所については、避難所を中心に設置するほか、被害や地域の実情に応じ適切に設置する。 ウ 仮設トイレの設置資機材については、各前線基地お</p>	<p>マンホールトイレを追記</p>

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画風水害対策編新旧対照表

【審2-6】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
				<p>については、各前線基地およびサテライト基地に備蓄してある資機材を使用するものとし、不足分については、関係販売事業者や県地方本部に連絡し、調達するものとする。</p> <p>エ 仮設トイレおよびマンホールトイレの撤収にあたっては、公共下水道（汚水）等の状況を勘案しながら撤収していくものとする。</p>	<p>よびサテライト基地に備蓄してある資機材を使用するものとし、不足分については、関係販売事業者や県地方本部に連絡し、調達するものとする。</p> <p>エ 仮設トイレの撤収にあたっては、公共下水道（汚水）等の状況を勘案しながら撤収していくものとする。</p>	
4	9	1	145	<p>イ 災害広報</p> <p>・・・情報共有するとともに広報車、ラジオ（<u>えふえむ草津</u>）、テレビ、<u>窓口揭示</u>、インターネット（<u>ホームページ</u>、<u>フェイスブック</u>、<u>メール</u>）等を媒体とする・・・</p>	<p>イ 災害広報</p> <p>・・・情報共有するとともに広報車、新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等を媒体とする・・・</p>	149ページ記載の方が具体的であるため、修正。
4	10		149	<p>(2) 広報活動</p> <p>・・・インターネット(ホームページ、<u>フェイスブック</u>、メール)等・・・</p>	<p>(2) 広報活動</p> <p>・・・インターネット(ホームページ、<u>ツイッター</u>、メール)等・・・</p>	フェイスブックへの変更
4	12		153	<p>2 上下水道部の設置</p> <p>ア 風水害による水道施設被害が広範囲におよび応急復旧に相当日数を要すると判断される場合は、上下水道部を設置することができる。上下水道部に<u>上下水道総務班</u>、給水班、上下水道班および浄水場班を設け、班長は被害状況等を速やかに上下水道部長に報告し、上下水道部長は、この旨を災害対策本部へ報告する。</p>	<p>2 上下水道部の設置</p> <p>ア 風水害による水道施設被害が広範囲におよび応急復旧に相当日数を要すると判断される場合は、上下水道部を設置することができる。上下水道部に<u>給水総務班</u>、給水班、上下水道班および浄水場班を設け、班長は被害状況等を速やかに上下水道部長に報告し、上下水道部長は、この旨を災害対策本部へ報告する。</p>	上下水道の窓口の一本化

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画風水害対策編新旧対照表

【審2-6】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
4	13		156	第2 計画内容 ・・・ (2) 復旧作業には、市職員を動員するほか、 <u>草津市管工事協同組合</u> から応援を求める。	第2 計画内容 ・・・ (2) 復旧作業には、市職員を動員するほか、 <u>草津市建設工事市内業者協会</u> から応援を求める。	
4	14	2	157	第2 計画内容 1 雪害および寒害対策 野菜 ・・・ ウ <u>積雪した場合</u> 、ハウス屋根の雪おろしおよびハウス側面の除雪	第2 計画内容 1 雪害および寒害対策 野菜 ・・・ ウ <u>降雪の多いときには</u> 、ハウス屋根の雪おろしおよびハウス側面の除雪	適切な文言に修正するため
4	14	2	157	3 風水害対策 (1) 水稻 ア 台風前には <u>深水して</u> 、倒伏や穂の乾燥害を防止する。 イ 浸冠水した場合は、速やかに排水に努め、 <u>退水後ただちに付着した泥土を</u> 洗い除く。 ・・・ オ 倒伏や病害虫におかされた <u>収穫物</u> は別に取扱い、健全なものとは混ぜないようにする。	3 風水害対策 (1) 水稻 ア 台風前には <u>十分浸水して</u> 、倒伏や穂の乾燥害を防止する。 イ 浸冠水した場合は、速やかに排水に努め、 <u>耐水時に付着泥土を</u> 洗い除く。 ・・・ オ 倒伏や病害虫におかされた <u>稲</u> は別に取扱い、健全なものとは混ぜないようにする。	適切な文言に修正するため

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画風水害対策編新旧対照表

【審2-6】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
4	14	2	157	<p>(2) 野菜</p> <p>・・・</p> <p>エ 希積した追肥を施すか、尿素の葉面散布により<u>草勢</u>の回復を図るとともに、新しい敷きわら等を行う。</p> <p>・・・</p> <p>カ 滞水に弱いものは、その状況により直ちに<u>収穫する</u>ほか、被害甚大で回復の見込がないものは適当な作物に作付転換する。滞水した所は土壌の乾燥を待って石灰を畑全体に散布して出来るだけ深く粗起して滞積有機物の分解を促すとともに酸度を調節する。</p>	<p>(2) 野菜</p> <p>・・・</p> <p>エ 希積した追肥を施すか、尿素の葉面散布により<u>葉勢</u>の回復を図るとともに、新しい敷きわら等を行う。</p> <p>・・・</p> <p>カ 滞水に弱いものは、その状況により直ちに<u>収穫処分する</u>ほか、被害甚大で回復の見込がないものは適当な作物に作付転換する。滞水した所は土壌の乾燥を待って石灰を畑全体に散布して出来るだけ深く粗起して滞積有機物の分解を促すとともに酸度を調節する。</p>	<p>適切な文言に修正するため</p>
4	18		166	<p>ア 専門ボランティア</p> <p>医師等専門技術を有するボランティア（被災宅地危険度判定士、<u>外国語通訳ボランティア、カウンセラー、柔道整復師等</u>）の派遣に関しては、医師会等と協議のうえ、救援班および仮設住宅・建築班が受入れを行い、必要な場所に派遣する。</p>	<p>ア 専門ボランティア</p> <p>医師、<u>建築士</u>等専門技術を有するボランティア（<u>被災建築物応急危険度判定士</u>、被災宅地危険度判定士、柔道整復師等）の派遣に関しては、医師会、<u>建築士会</u>等と協議のうえ、救援班および仮設住宅・建築班が受入れを行い、必要な場所に派遣する。</p>	<p>被災建築物応急危険度判定は地震被害が対象である。</p> <p>震災対策編との整合</p>
4	18		168	<p>(2) 災害ボランティアの活動内容</p> <p><u>ア</u> 専門的な知識、技能、免許等を必要とする業務</p> <p>・・・</p> <p>・<u>宅地</u>危険度判定</p> <p>・・・</p>	<p>(2) 災害ボランティアの活動内容</p> <p>専門的な知識、技能、免許等を必要とする業務</p> <p>・・・</p> <p>・<u>建物等応急</u>危険度判定</p> <p>・・・</p>	<p>震災対策編と体裁を統一。</p> <p>被災建築物応急危険度判定は地震被害が対象である。</p>

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画風水害対策編新旧対照表

【審2-6】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
				<u>イ</u> 一般的な業務 ・・・	・一般的な業務 ・・・	